

○事業報告モデルの改正について

〔平成30年4月13日
全国株懇連合会理事会決定〕

「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年法務省令第5号）が平成30年3月26日に施行され、事業報告の株式会社の株式に関する事項で記載する大株主上位10名について、基準日（当該基準日が当該事業年度末日後の日であるときに限る）現在で記載することができることとなったため、「事業報告モデル」の補足説明にこの旨を加えるものである。

また、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組が進められていることに鑑み、「事業報告モデル」の補足説明に、一体的開示を行うときは、制度所管官庁である金融庁または法務省により公表された法令解釈等を参考にして事業報告を作成することが考えられる旨を加えるものである。

以上

事業報告モデルの改正

改正前	改正後
<p>【補足説明】</p> <p>本モデルおよび以下の補足説明は、監査役会設置会社を前提に記載している。</p> <p>事業報告、個別計算書類、連結計算書類および監査報告を「添付書類」と総称するものとする。このため、事業報告の最初の頁に、以下は添付書類である旨の記載をする。</p>	<p>【補足説明】</p> <p>本モデルおよび以下の補足説明は、監査役会設置会社を前提に記載している。</p> <p><u>事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を行うときは、本モデルおよび以下の補足説明に加えて、制度所管官庁である金融庁および法務省により公表された法令解釈等を参考にして事業報告を作成することが考えられる。</u></p> <p>事業報告、個別計算書類、連結計算書類および監査報告を「添付書類」と総称するものとする。このため、事業報告の最初の頁に、以下は添付書類である旨の記載をする。</p>
<p>【補足説明】</p> <p>2. 会社の株式に関する事項</p> <p>(1) 発行済株式の総数（施行規則122条2号）</p> <p>(2) 株主数（施行規則122条2号）</p> <p>(3) 大株主（施行規則122条1号）</p> <p>施行規則では、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名または名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類および種類ごとの数を含む）および当該株主の有する株式</p>	<p>【補足説明】</p> <p>2. 会社の株式に関する事項</p> <p>(1) 発行済株式の総数（施行規則122条<u>1</u>項2号）</p> <p>(2) 株主数（施行規則122条<u>1</u>項2号）</p> <p>(3) 大株主（施行規則122条<u>1</u>項1号）</p> <p>施行規則では、当事業年度の末日または基準日（当該基準日<u>が当該事業年度の末日後の日であるときに限る。</u>）における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名または名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社に</p>

に係る当該割合の記載が定められている（施行規則122条1号）。

このうち、大株主の「持株比率」は、自己株式を除く発行済株式の総数を分母として算出する。

また、タイトルを「(3) 大株主（上位10名）」とすることも考えられる。

施行規則第122条第2号の「前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項」として、発行済株式の総数および事業年度の末日における株主数についても記載する。

このほか、発行可能株式総数を記載することも考えられる。

(4) その他株式に関する重要な事項（施行規則122条2号）

「その他株式に関する重要な事項」として、事業年度の末日後に発行された新株式の状況や種類株式の状況等を記載することが考えられる。

あつては、株式の種類および種類ごとの数を含む。) および当該株主の有する株式に係る当該割合の記載が定められている（施行規則122条1項1号、2項）。

このうち、大株主の「持株比率」は、自己株式を除く発行済株式の総数を分母として算出する。

また、タイトルを「(3) 大株主（上位10名）」とすることも考えられる。

施行規則第122条1項第2号の「前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項」として、発行済株式の総数および事業年度の末日における株主数についても記載する。

このほか、発行可能株式総数を記載することも考えられる。
大株主を基準日現在で記載する場合の記載例

「2. 会社の株式に関する事項（議決権基準日：平成〇年〇月〇日）」

(1) 発行済株式の総数 〇,〇〇〇,〇〇〇株（自己株式〇,〇〇〇株を除く。）

(2) 株主数 〇,〇〇〇名

(3) 大株主」

(4) その他株式に関する重要な事項（施行規則122条1項2号）

「その他株式に関する重要な事項」として、事業年度の末日後に発行された新株式の状況や種類株式の状況等を記載することが考えられる。